

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年 6月18日

近畿地方整備局
福井河川国道事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、国道8号敦賀バイパス全線供用にともなう現道区間の将来的な位置付け及び担うべき役割を踏まえ、まちづくりや中心市街地活性化等に寄与するための道路空間再構築の基本計画立案等を行うものであり、特定の企業・個人に偏らない公平・中立的な立場が求められる。また、本業務の実施にあたっては、道路空間と沿道空間の一体的整備や景観的な調和など、道路空間再構築に関し高度な専門的知見、豊富な経験を有するとともに、道路法、都市計画法、建築基準法等の諸法令の解釈運用について、専門的知識と豊富な経験を有し、かつ関係機関等との合意形成や委員会等の運営について専門的知見と豊富な経験が求められることから、(財)道路空間高度化機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度敦賀市街部道路空間検討業務
- (2) 業務内容
 - ① 道路空間再構築基本計画の立案
 - ② 実現を図るための地域住民、自治体、道路管理者の適切な役割分担の立案
 - ③ 第三者機関(委員会)、地域住民によるワークショップの運営
 - ④ 道路空間の利活用を図るための実証実験内容の立案
- (3) 履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、国道8号敦賀バイパス全線供用にともなう現道区間の将来的な位置付け及び担うべき役割を踏まえ、まちづくりや中心市街地活性化等に寄与するための道路空間再構築の基本計画立案等を行うことを目的としている。

4. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。
 - 1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - 2) 技術力に関する要件

道路施策ならびに整備について、高度な知見と総合的な行政視点を兼ね備え、十分な能力と実績を有していること。また、道路空間再構築に関し高度な専門的知見、豊富な経験を有するとともに、道路法、都市計画法、建築基準法等の諸法令の解釈運用について、専門的知識と豊富な経験を有し、かつ関係機関等との合意形成や委員会等の運営について専門的知見と豊富な経験を有すること。

3) 中立性・公平性に関する要件

特定の企業・個人に偏りしない、公平・中立な立場で業務を実施することが出来ること。

4) 守秘性に関する要件

・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

・ 道路空間検討業務を実施する担当技術者を十分に確保していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国発注の一般国道現道区間の利活用計画に関する業務。
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した都道府県または政令市発注の一般国道現道区間の利活用計画に関する業務。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国発注の現道の利活用計画に関する業務。
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した都道府県または政令市発注の現道の利活用計画に関する業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所経理課契約係

電話：0776-35-2661（代）（内線224） FAX：0776-35-2955

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間
平成19年6月18日(月)から平成19年7月2日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、交付時間は9時00分から16時00分まで)
 - ② 交付場所
(1)に同じ。
 - ③ 交付方法
手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限
平成19年7月3日(火)16時00分
 - ② 提出場所
(1)に同じ。
 - ③ 提出方法
持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年7月17日(火)16時00分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

－ 以 上 －